

令和3年6月15日
公益財団法人日本スポーツ施設協会
事務局長 水原 由明

『スポーツ救急手当資格認定事業の一時中断について』

平成25年8月から業務委託により実施して参りましたスポーツ救急手当の各種資格講習会並びに資格更新試験の開催等の認定事業につきましては、委託業者との契約期間満了に伴い令和3年7月31日をもって契約を終了することになりました。

契約終了後は現行のスポーツ救急資格の認定事業を一時中断し、今後新たな方法による安全・安心を担保するための資格創出を検討していきます。

つきましては、現在、スポーツ救急手当資格を保有している方を対象として、登録期限以降、登録者数、保有資格等の状況を踏まえ、資格の維持、更新に向けた対応を講じることといたしますので、下記専用ページからご登録をお願いいたします。

1. スポーツ救急手当認定資格保有者情報登録専用ページへの登録方法

下記専用ページからご登録情報をお知らせください。

https://tokyo.jp-sfa.jp/register_add/

2. 登録期限

令和3年7月31日まで

3. 今後の対応

- (1) 現在保有している有資格者の方の資格保有期間を保障し、有効期間が令和3年7月31日以降切れる方に対しても一定期間延長して認定資格を保障する方向で検討しております。
- (2) 新規資格の取得に関しては、現在検討しております。

以上2点につきまして、令和3年8月1日以降登録のご連絡をいただいた方に本協会からご連絡申し上げます。